

## 大規模災害時の応急仮設住宅

## 建設等に関する事前準備

神奈川県（人口 885万人）

## 概 要

大規模地震の発生により県内の住宅が滅失した際に、自力再建が困難な被災者に対して、迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、関連事務の流れを整理した「応急仮設住宅供給マニュアル」を整備。緊急時に備え、市町村や関係団体との情報共有を図っている。

また、一定規模以上の土地であってライフラインの整備が容易であるなど、被災時に応急仮設住宅の建設が可能と思われる土地をデータベース化しているほか、緊急時における担当職員の対応能力の向上等を目的として、応急仮設住宅に係る図上演習を実施している。

## 背 景

大規模災害の発生により災害救助法が適用された際、同法に基づき、県は速やかに応急仮設住宅を供給し、被災者の生活基盤の確保を図ることが求められる。

神奈川県では従来より応急仮設住宅の建設に関する事務処理マニュアルを作成していたところであるが、首都圏における大規模地震の発生のおそれも指摘される中、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、応急仮設住宅の建設部分だけでなく、入居管理等の部分を含めた総合的なマニュアルを作成し、部局横断的な事前の準備体制を確立することが求められていた。

## 応急仮設住宅供給マニュアル

## 1. 概要

災害発生時から応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借り上げ、入居者の募集事務や入居後のフォロー、応急仮設住宅の維持管理や精算処分といった一連の流れを「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」として整備。市町村、関係団体等に配付している。

## 2. 構成

事務の流れ（フローチャート）  
各事務ごとの具体的な作業手順  
建設地選定基準  
応急仮設住宅建設の留意点  
入居条件等  
入居世帯選定基準  
その他参考資料



【応急仮設住宅】

## 応急仮設住宅建設可能地データベース

## 1. 概要

災害発生時における迅速な応急仮設住宅の建設が可能となるよう、ライフラインの整備が容易で、かつ、一定規模以上の面積（公有地の場合は2,000㎡以上、民有地の場合は4,000㎡以上）があるなど、緊急時に応急仮設住宅の建設が可能と思われる土地について、土地の状況や地権者の連絡先等をデータベース化。

市町村の調査結果を踏まえてデータを更新し、CD-ROMの形で簡易データベース（閲覧・印刷等に機能が限定）を作成の上、県関係部局、市町村及び（社）プレハブ建築協会に提供している。

## 2. 主な登録項目

住所等：応急仮設住宅建設可能地の住所

面積：応急仮設住宅建設可能地の面積

土地利用区分：畑、工業用地、文教・厚生用地、オープンスペース、空地等の別

利用状況：当該応急仮設住宅建設可能地の現在の利用状況

インフラ整備：電気や上下水道が引ける位置にあるかの別

地権者：土地の利用を調整する相手方とその連絡先  
備考：応急仮設住宅建設地の優先順位など



【データベースの画面イメージ】

### 3. 活用制度

地域住宅交付金（提案事業）  
...データベースの更新整備

## 応急仮設住宅図上訓練

### 1. 概要

大規模地震発生時における県、市町村及び関係団体の担当職員の状況判断能力及び関係機関との連絡調整等の対応能力の向上等を図るため、応急仮設住宅建設に関し、応急仮設住宅供給マニュアルに沿って、災害発生時を想定した図上訓練を平成17年度から実施している。

### 2. 訓練内容

<平成17年度>

以下の流れにより、図上シミュレーション型訓練を実施。

進行管理者から訓練参加機関に対し、「状況付与票」により、随時被害状況等を付与。

付与された状況に対する対応策を各機関において検討・決定。

他機関に対して問い合わせ、報告、指示、要請等が必要な場合は「災害対応連絡票」を使用。

「災害対応連絡票」により、問い合わせ等が伝達された場合は、関係各機関は対応策を検討・決定。実施した内容を「災害対応記録票」に記入。



【図上訓練の様子】

<平成18年度>

次の課題について、グループワーク型訓練を実施。

進行管理者から提示された条件を踏まえ、訓練参加者は、応急仮設住宅建設可能地を優先順位を付けて選定。

進行管理者から提示された条件を踏まえ、訓練参加者は応急仮設住宅の配置図を作成。

## 実績・評価

【実績】（平成18年度末時点）

応急仮設住宅建設可能地の登録状況：約2,900箇所  
（面積約2,800ha）

応急仮設住宅図上訓練

第1回：参加者44名（平成18年1月18日）

第2回：参加者57名（平成19年1月18日）

【評価】

「応急仮設住宅供給マニュアル」及び「建設可能地簡易データベース」を関係機関に配付するとともに、これらを使って、職員の事務の流れの理解及び対応能力の向上を図るための「図上訓練」を定期的実施することで、これまで以上に、被災時における応急仮設住宅の円滑な供給が可能になったと考えられる。

今後は、建設可能地の災害時の利用に係る地権者の事前同意を得るように努めるほか、建設可能地簡易データベースへの測量図及び配置図案などの建設に資する情報の登録を進めることで、より一層、事前準備の質を高めていく必要がある。

## 関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	県土整備部 住宅課
関連部局	安全防災局 災害消防課 保健福祉部 保健福祉総務課 県土整備部 県土整備総務課

【連携のポイント】

県における災害対策全般の所管部局である防災担当部局や、災害救助全般の所管部局である保健福祉部局にも積極的な協力・参加を得たことで、各部局の災害対策における本取組の位置付け及び役割分担について共通認識を図れた。

また、実際の災害対応に関する実務経験のある（社）プレハブ建築協会の協力を得て講演や図上訓練を行うことにより、県や市町村の担当部局における災害対応について、より実践的な対応能力の向上を図ることができた。

## 問い合わせ先

県土整備部 住宅課

045-210-6539